資料８

令和８年度第２回
枚方市上下水道事業経営審議会

水道事業及び下水道事業における
手数料の見直しについて



枚方市上下水道局イメージキャラクター
アクリン

枚方市上下水道局
Hirakata Water &
Sewerage Bureau

令和8年(2026年)11月12日(木)
上下水道部　上下水道総務課

１．手数料の概要・現状と見直しの必要性

手数料の概要・現状

- 手数料は、特定の者のために提供するサービスの対価として徴収するものとされている。
- 給水装置工事に係る設計審査等の実施にあたっては、職員による審査・検査業務のほか、事務処理に係る経費などの費用を要している。
- これまでの間、給水装置工事設計審査等に係る手数料の見直しは実施していない。

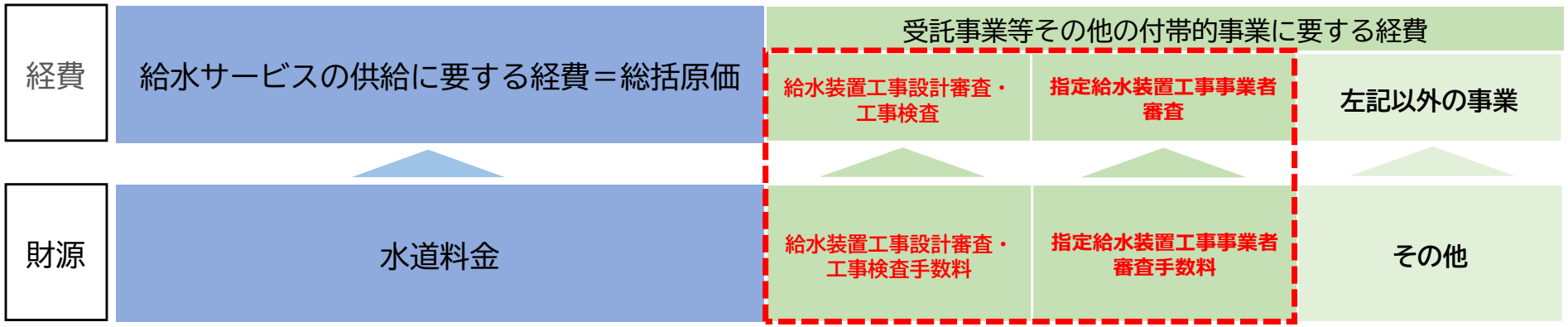
手数料の見直しの必要性

- 手数料は、サービスを提供するために要した経費に基づき、算定する必要があることから、給水装置の新設・改造等を行う特定の者（申請者）のために局が実施する業務に要する費用を、お客さまが負担する水道料金から充当することは適正ではないと考える。
- 市長部局においては、行財政改革プラン2024により、現在、使用料・手数料の見直しが進められていることも踏まえ、設計審査や工事検査等に係る手数料については、今般の水道料金のあり方検討を契機として、受益者負担の原則に基づき、水道料金との明確な住み分けを行うべく、より適正な水準に向けた見直しを進める必要がある。

2．手数料見直しの方向性

- 安全･安心で持続可能な水道サービスの提供に向けて進めていく水道料金のあり方検討に伴い、給水サービスの供給に係る総括原価の算出に資するよう、当該サービスの提供とは異なる工事設計審査、工事検査などの事業に要する経費を精査。
- あわせて、人件費や物価の上昇を踏まえ、指定給水装置工事事業者の審査手数料の経費も精査。
- 各事業に要する経費を算出したうえで、手数料の見直しを行う。

＜水道事業に要する経費とその財源の構成イメージ＞



また、同様の趣旨から、下水道事業に係る排水設備工事設計審査･設計･工事検査手数料と排水設備指定工事店審査手数料についても、あわせて見直しを行っていくものとする。

3．今後の進め方

見直し対象とする手数料（以下、「対象手数料」という。）

名　称	担当課	根拠条例
給水装置工事設計手数料・ 設計審査手数料・工事検査手数料	上水道管理課	枚方市水道事業給水条例
排水設備工事設計審査手数料・ 設計手数料・工事検査手数料	下水道管理課	枚方市下水道条例
指定給水装置工事事業者審査手数料・ 下水道排水設備指定工事店審査手数料	上下水道総務課	枚方市水道事業給水条例 枚方市下水道条例

今後の取組

受益者負担の適正化 と 負担の公平性の確保をめざし、
各対象手数料に係る経費（人件費・消耗品費等）を精査し、適正な手数料の見直しに向けた検討を行っていく。

４．今後のスケジュール（予定）

本日の本審議会でいただいたご意見等を踏まえ、今後、各対象手数料の精査･検討を進めていく。

その後、令和９年度第１回本審議会にて検討結果の報告を行った後、本市議会の建設環境委員協議会において報告を行う予定。